

第2回 大阪府障がい者施策推進協議会

手話言語条例検討部会 議事録

日 時：平成28年6月15日（水）
午後2時から午後4時まで

場 所：大阪府庁本館3階特別会議室（大）

○事務局 定刻になりましたので、ただ今から、「第2回 大阪府障がい者施策推進協議会
手話言語条例検討部会」を開催させていただきます。

私は本日の司会を務めます、障がい福祉室自立支援課です。よろしくお願いいたします。

まず、本日出席の委員の皆さまを、座席順に、私からご紹介させていただきます。私
の席から近い順番に、

忠岡町 健康福祉部 いきがい支援課長の泉元委員です。

四條畷市 健康福祉部 障がい福祉課長の辰巳委員です。

株式会社エルアイ武田 事業推進室 業務部長の大森委員です。

一般財団法人 全日本ろうあ連盟 副理事長の長谷川委員です。

国立大学法人 神戸大学大学院 人間発達環境学研究科 教授の河崎部会長です。

一般社団法人 全国手話通訳問題研究会 大阪支部長の井澤委員です。

四天王寺大学大学院 人文社会学研究科教授の慎委員です。

一般財団法人 大阪府身体障がい者福祉協会 会長の嵐谷委員です。

常磐会学園大学 国際こども教育学部 兼任講師の山本委員です。

公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長の大竹委員です。

社会福祉法人 大阪聴覚障害者福祉事業協会 理事の長宗委員です。

本日は、全委員のご出席をいただいております。

続きまして事務局ですが、障がい福祉室自立支援課長ほか、4名が出席しております。

よろしくお願いいたします。

次に、お配りしています資料の確認をさせていただきます。

「次第」

「配席図」

資料1 「第1回部会 議事概要」

資料2-1 「「手話言語」に係る主な取組み状況」

資料2-2 「大阪府の取組別予算・事業実績」

資料2-3 「身体障害者手帳交付台帳登載数（大阪府内）」

資料3 「条例制定済県の取組状況一覧」

資料4 「「手話言語」に関する府民意識調査の実施について」

委員提出資料1 「河崎部会長提出資料」（パワーポイント資料分）

委員提出資料2 「委員提出資料」

委員提出資料3 「委員提出資料」

委員提出資料4 「委員提出資料」

参考資料「第1回部会議事録」

以上でございますが、お手元の資料で不足等ございましたら、お知らせいただけます
でしょうか。ありがとうございます。

なお、当部会におきましては、部会運営要領第3条に基づき、原則として公開としてお

ります。配布資料のほか、委員各位の発言内容も、議事録として大阪府のホームページで公開する予定です。ただし、委員の皆さまの名前は記載いたしません。あらかじめご了解のほど、お願いいたします。

それでは、以降の議事進行について、河崎部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○河崎部会長 ありがとうございます、河崎です。それでは、よろしくお願いいたします。次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の終了は、午後4時を予定しておりますので、議事の進行にご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず初めに、次第及び配布資料について事務局から説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 はい。ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず次第に基づいてご説明いたします。私から、お配りしている資料1から資料4までの概略をご説明したのち、それぞれ委員提出資料に基づく委員各位からのご説明をいただき、フリーディスカッションというかたちで議論をお願いしたいと思っております。

議論に関しましては、議事の時間の都合上15時50分までをめどとしていただきたく存じております。よろしくお願いいたします。

それでは資料に基づいて、ご説明をさせていただきます。

まず資料1でございます。第1回部会のゲストスピーカーからのお話、それから、それらを踏まえたご議論について、概略を整理しております。基本的には、これまでの議事内容のご確認などもいただきつつ、その中において、概要として抜粋する箇所についても、その際お示しさせていただいておりますので、時間の都合上、資料1については、説明を割愛させていただきます。

続きまして資料2でございます。資料2につきましては、第1回部会で、全日ろう連（財団法人全日本ろうあ連盟）の考え方を参考に、「手話を獲得する」から「手話を守る」までの、5つの部分に沿って、国、大阪府、市町村の取組みの分布状況を、図としてお示ししたところです。

このたび報告書の取りまとめに向けて、さらに議論を深めていただくために、改めて縦軸に3つの区分をお示ししています。それが、「暮らす、学ぶ、働く」という区分でございます。横軸については、この部会での考え方として4つの区分として再編させていただく「手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う・守る」という区分とさせていただきます。

それらの考え方として、手話を獲得するについては、手話を獲得・習得するための情報や環境づくり。手話で学ぶについては、手話で学ぶことのできる環境づくり。手話を学ぶに関しては、手話を学ぶことのできる環境づくり。手話を使う・守るに関しては、手話や、手話通訳者を介したコミュニケーションをすることのできる環境づくりに加えまして、言語としての手話の普及、保存、研究、伝承、そして誰もが容易に手話に接することができる

る環境づくりといったかたちで、ご提案をさせていただいております。

これらの区分について、現在の大阪府、それから主に府内の市町村、部会にご参画いただいております四條畷市・忠岡町の取組み状況の落とし込みを行っております。

手話を獲得するについては、「暮らす」分野で、聴覚障がい者日常生活支援事業。手話で学ぶに關しましては、「暮らす」と「学ぶ」の分野で、聴覚障がい者社会参加活動振興事業として、障がい者芸術文化促進事業、これらが「暮らす」、「学ぶ」の分野。

「学ぶ」の分野に關しまして、前回第1回部会で、委員からご意見をいただいているので、それを資料に記載させていただいております。そのご意見といたしましては、府立の学校で、手話をもっと学校教育の現場に広めていける内容も含めるべきだというご意見をいただきました。

手話を学ぶに關しては、大阪府の取組みとしては、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業や、聴覚障がい者日常生活支援事業、これは先ほどもご紹介しておりますが、こちらにも再び掲げられるものとして整理しております。

市町村で行う手話通訳奉仕員養成事業。四條畷市で取り組んでおられる地域交流会が、暮らすという部分で入っています。この部分に關して委員から、前回第1回部会でご意見をいただいております。

身近に聞こえない友達がいる、だから手話を覚えたいとか、それくらいの気持ちでも関心を持ってもらう、そのときに手話を学ぶ場がある、そのような環境づくりが大切というご意見をいただいております。手話を学ぶということに關しての「学ぶ」分野でのご意見としても、委員からいただいたご意見を記載させていただいております。

手話を使う・守るという部分ですけれども、少し事業が多いので、説明は省略させていただきますが、多数の事業が、「暮らす」分野で記載されることになっております。

「働く」分野に關しましては、手話を学ぶ、それと手話を使う・守るという分野で、大阪府と四條畷市、それぞれで行っている職員向けの研修を記載させていただいております。

手話を言語として捉えた場合、手話言語に係る主な取組み状況としては、現在のところ、このような状況でございます。

資料2-1については、以上でございます。

続きまして、資料2-2でございます。A3縦の資料となっております。これも第1回部会で、同様の資料をお示したところでございますが、若干詳細なデータを加えておりますので、今回、再度配布させていただいているものでございます。

特に、今回お配りさせていただいたことによって、データ上、把握できている部分に關してのみご説明させていただきます。まず、一番上の聴覚障がい者日常生活支援事業でございますが、予算は例年おおむね横ばいで推移しておりますが、参加者数が、平成24年度15名であったものが、その後、翌年度88名、昨年度147名と、大幅に増えております。

初年度が少なかった理由ですが、初年度ということもあってPRが不足していたと。翌

年度から通常通りPRした結果、順調に参加者が得られているという状況でございます。

続きまして、事業の大きな項目といたしましては、4番目の事業、専門性の高い意志疎通支援を行う者の養成研修事業がございます。これについては、毎年度予算が増加しているところでございます。平成25年度から平成26年度にかけて、特に予算が大きく増えているところですが、カリキュラムを充実させたことによって、講座時間が増えたので、予算が増えていると。さらに平成27年度から平成28年度も若干増えておりますが、現任研修を拡充したことに伴う予算の増加でございます。

一方、その次の大きな枠の事業、専門性の高い意志疎通支援を行う者の派遣事業に関しては、毎年度予算が減少していているところですが、これは実績ベースで、予算の査定を受けた結果ということでございます。

予算額をトータルで見ますと、平成24年度は、およそ7200万円であったところを、増減がございますが、平成28年度は8000万円、増加傾向にあるという状況でございます。

資料2-2については、以上でございます。

続きまして資料2-3、こちらも第1回部会で配布させていただいた資料の補足でございます。前回政令中核市の内、とある市が回答をしてくださらなかったため、全体の数字が出せなかったというところですが、このたび、ようやく出てきましたので、全体の数字をご報告させていただいております。

府内の身体障がい者手帳交付台帳の搭載数、障がい区分聴覚、特に合計数と、その年度の大阪府内の住民基本台帳登録人口との比率を記載させていただいております。大きな変化が見られないというところかと考えられます。

資料2-3については、以上とさせていただきます。

続きまして資料3でございます。大阪府に先行して手話言語条例を制定している県の取組み状況を調査して、その県から回答を得られた内容を取りまとめしております。これについては、条例制定後、新たに開始した事業のみを記載しております。

これらの取組みについても、先ほど資料2-1でご説明させていただいている区分、暮らす、学ぶ、働くで、取りまとめをさせていただいております。その内、直近でとりわけ大きく取り組んでおられる代表的なものとしてご説明させていただきますと、鳥取県では「暮らす」に関してはICT、スマホ、テレビ電話などを活用して、遠隔で手話通訳サービスを行う事業といたしまして、平成28年度で、約1500万円の予算が計上されております。

「学ぶ」に関しては、全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業ということで、平成28年度の予算として、約1800万円。前年度から飛躍的に予算額が増加しているのは、助成金を活用していた事業に関して助成金が打ち切られたということで、全てを鳥取県で予算を獲得されたことによる増加予想と、お伺いしております。

「働く」に関しては、企業が開催する手話学習会への補助85万円という状況でござい

ます。

神奈川県については、このような細かい回答をしていただけませんでした。予算総額で平成28年度、約2300万円計上しているということのみ、ご回答いただいております。

群馬県では、特段大きな事業はないのですが、「暮らす」に関しては、県主催の講演会に手話通訳者を派遣する事業で約280万円。「学ぶ」に関しての取組みはございません。「働く」に関しては、企業における手話講習会開催経費の補助として50万円ほどが計上されています。

長野県も、同じく「学ぶ」に関しての取組みはなく、暮らすに関しては、ほとんど同規模の予算になっていますが、一番大きなものでは、手話ガイドブック、パンフレットを作成して配布しているもの、これがジャスト100万円。「働く」に関しては、手話学習会を主催する事業所への補助として70万円程度が計上されている。

埼玉県と沖縄県は、条例はつくったものの取組みに関してはまだという状況です。

資料3については、以上でございます。

最後の資料4でございます。今後、条例（案）の策定に向けて、府民の意識調査をする必要があるのではないかということで、意識調査についての実施をご提案させていただいております。

順序が異なりますが、どのような質問を予定しているかといいますと、「手話が言語であるということをご存じですか」「手話を使う方と接した経験はございますか」「どの程度経験されておられますか」「手話に関心がありますか」「手話を習ったことがありますか」「どのぐらいのものを習ったことがありますか」「今後手話を習う予定はありますか」「大阪府や、市町村で行っている手話通訳などに係る講座などを知っていますか」といった質問を実施しようかと考えております。

基本的には、全ての項目について、「はい」と回答される割合は低いと思われるのですが、低いということをもって、手話言語認識を持っていただく取組みの必要性を一層深く把握したいと考えているものでございます。

調査の具体的な内容ですが、性別・年代、居住地の割合で、15歳以上の大阪府民1000名をサンプル抽出して、インターネットを通じてアンケート調査をするものです。これは、民間委託で行います。

今後のスケジュールですが、次回、第3回部会で、具体的な調査項目を確定していただき、8月中旬に調査を実施します。第4回の最後の部会で、調査結果のご報告をさせていただきたいと思っております。

調査の具体的な項目ですが、この調査に関しての専門的見地から、私ども行政庁内部でかなり技術的な面で固めた案をお示しさせていただくことになると思います。

事務局からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○河崎部会長 ありがとうございました。次に委員の皆さまから、ご提出のあった資料に基づきまして、お話を承ってまいりたいと思っております。次第に掲載している順に説明を伺っ

たのちに、先ほどの説明にもありましたが、フリーディスカッションの時間を設けたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局で決めてくださった順番で、私から説明をさせていただくことになっておりますのでよろしくお願いいたします。資料は、委員提出資料1、パワーポイントを用いますが、その資料を、事務局が今日、早速印刷をして入れてくださっていますので参考にさせていただけたらと思います。

私は、臨床心理学を専門とし、発達臨床の領域を特に中心に臨床活動を行ってまいりました。二十数年前に聞こえない人々、手話に出会ってからは、かなりの時間を聴覚障害をもつ子どもたちの発達支援、親子関係の支援に取り組んできました。その立場から、当事者のライフステージに合わせた手話言語に関わる取組みについて、主に子ども時代、乳幼児期から児童期に考慮すべきことについて、少し発言をさせていただきたいと思います。

背景としましてまず押さえておきたい点ですけれども、言葉の発達に関する心理学的な捉え方は、この20年間ほどでかなり変わってきました。かつては語彙がどれくらいあるか、何語文をしゃべれたかということが、聞こえる子も含めてかなり重視されていました。

それが20年ほど前から徐々に、いや、言葉の発達というのは文脈の中で捉えていくもの。多くの場合はお母さんやお父さんとの関係、親しい人との関係の中で場面が共有され、その世界で生まれる意味の展開として捉えていく。言葉は「関係性の中で育つ」という言い回しがよく聞かれるようになってきましたが、手話についても、そのように捉えられません。

もう1つは、言語学の視点から見た手話理解が、手話獲得の考え方に与えた影響です。これもまた20年、海外からは30年近くなりますが、それでも歴史的に考えると、ごく最近ではあります。手話は独自の文法構造を持つ独立した言語であることを、言語学者が、研究に基づいて証明してくれてきました。そして今も、その研究が進んでいます。

手話環境が保障されると、「ネイティブサイナー (native signer)」とここでは呼んでいますが、すなわち手話を母語とする人たちとの交流が保障されると、手話は自然に獲得され母語となるということを、言語学の立場から強調して伝えていただけようになってきました。

そして教育現場においても、そのような取組みをされる方からは、同様のことが報告されるようになっていきます。つまり、言語中枢はどういった言語に出会うかによって、その言語を発達させていく。そういう仕組みを持って人は誕生してくるのであるという捉え方です。

今、言ったようなかたちで、手話を母語として育つ、育った人々のことをネイティブサイナーと呼んでいます。英語やドイツ語においてネイティブスピーカーと言っているネイティブで、ネイティブなサインをする人たちのことです。

手話で話すときに、ネイティブサイナーの頭の中には日本語がない。母語である英語を話しながら、日本語が同時に頭の中にあるとか、あるいは逆に、母語である日本語を話し

ながら頭の中に英語があるということが、独立した言語で考えにくいように、手話をネイティブとする人は、手話そのもので考え語るので、そのときには頭の中に日本語がない。

手話を手話として、そのまま読み取り理解するので、日本語への置き換えをしないで理解を進めていける人々。ただし高等教育に至って、ずいぶん日本語を読んで勉強する、日本語を書いて勉強することが可能となった人たちの、その内容についての思考は、また複雑な点は出てくるかもしれませんが、会話においては、少なくともこうであると捉えられます。

それに対して、手話を第二言語とするサイナー。すなわち中途失調者や、あるいは口話によって日本語を第一言語とするように育った人々の場合ですけれども、程度の違いはありますが、頭の中に常に日本語を伴って手話をする人が多いと理解しています。同様に、これもまた程度の違いはありますが、手話を読み取って、それを日本語に置き換えて理解していくというあり方です。それは、私たちがよく英語を聞きながら、それを日本語に変えて理解していくあり方と似ているのではないかと思います。

今申し上げてきた、二種類のサイナーが共に尊重され、双方にとっての手話がそれぞれに守られ、保障されていくことが大切だと考えています。

こういったことを述べたうえで、手話言語にかかる取組みとして、まず、乳幼児期から幼児期初期、すなわち0歳から3歳ごろまでの支援について考えてみたいと思います。

先ほど事務局から説明をいただきました中に、実はこの部分はほとんどなかったことにお気づきなのではないかと思います。手話を獲得する、手話で育つという環境を保障するために、どうしていけばいいんだろうかという取組みを考えてみます。これは、乳幼児時期に生活言語としての手話を保障するという言い方ができると思います。

乳幼児期は、親への支援を抜いては語れないと思いますので、そちらからお話をいたします。最近では聴覚スクリーニング検査（新生児聴覚スクリーニング検査）によって、生まれた直後に、産院で聞こえていない可能性が発見されるようになってきました。3、4カ月で確定診断を受けます。

聞こえない、あるいは聞こえにくい赤ちゃんを持つことになった親御さんに対して、大切なのは情報提供。手話に関しては、手話の紹介や手話を使う人々の紹介、ろう者との出会いということになろうかと思います。

また、手話を学ぶ機会を提供していく。これは、手話講座であったり、手話学習会であったり、手話サークルへの参加紹介であったり、また家庭訪問支援。実は、小さい赤ちゃんを抱えている家庭のお父さんお母さんに、会場まで出てきなさいというのは大変なことなので、例えば、アメリカのコロラド州などにおいては、家庭訪問支援を非常に早い時期から始めている例があります。日本では、東京都立大塚ろう学校が、ずいぶん前からこの取組みをされてきました。

聞こえない赤ちゃんや幼い子どもたちに対して、手話のあるコミュニケーションをどうやってするのか、どんなふうに手話を用いていったらいいのか、それを体験する機会の

提供、こういったものが必要になろうかと思います。

次に、乳幼児、赤ちゃんに対しての支援です。これは親への支援と重なっていきますが、まず手話で、やり取りする体験というものを保障する。お父さんお母さんが手話を学んで、知って、それをどんどん使っていくことになると思いますが、私はよく、お父さんお母さん、パパママが手話の勉強に通う場所は、手話通訳者を目指す人たちが通う手話教室や、手話の講習会である必要はないとお伝えしています。

パパやママは、今、目の前にいる赤ちゃんとのコミュニケーションを取るときに、一番必要な表現が欲しい。例えば、「待ってね」「おいしいね」。もう少し丁寧に説明しますと、たとえば、「グー・チョキ・パー」の「パー」だけを使って、赤ちゃんとお話ししてみよう。「待ってね」、「おいしいね」、親指の先をおでこにコンコンと当てて「パパ」、手のひらをほっぺにポンポンと当てて「ママ」。

今度は、「グー」だけでお話ししてみよう。「もっと、もっと」「イチゴ」「いいな」など、いろいろなものがあると思うのですが、そういうことを、赤ちゃんの小さいお手手でもできる、赤ちゃんが見て分かるかたちとして示します。最初は、「グー」と「パー」しか使わなくてもこんなにお話ができるよとお伝えして、「あ、それでいいんですか」と、パパやママが赤ちゃんとお話しを始めていく。

そのときの赤ちゃんの表情の変化を読み取って、伝えあえるんだ、わかるんだということを経験していく。これを愛着形成のスタートとして、またそれが認知発達、人格形成、対人関係の展開へとつながっていく。その入口として、大切なものとして、お伝えしています。

聞こえない子どもを育てるお父さんお母さんの多くは聞こえます、9割のお父さんお母さんは聞こえる人ですので、子どもたちが手話を獲得するためには、手話に出会合う機会を保障する。聞こえない人に出会って、ネイティブのサインに出会う。その手話で遊ぶ機会を持っていく場を保障することが大切かと考えます。

この支援は、いったいどこでするのでしょうか。ろう学校の中には、今、申し上げているようなことに既に興味を持ち、取り組んでいるろう学校もあります。そうすると、乳幼児の教育相談を担っている幼稚部あたりが、この取組みを、お父さんお母さんに向けてなさっているのだと思います。

でも、まだまだそこまでは取り組めていないという学校があります。その場合は、求めている親御さんがいる、子どもたちがいるという中で、福祉の領域が、そういった早期支援や、就学前支援の企画を始めるところが出てきていると、私は捉えています。

今日は、私自身も関わっている京都市聴覚言語障害センターの取組みである「にじっこ」を紹介してみようと思います。ホームページから取りましたが、「にじっこ」は、去年の5月に開設されました。聴覚に障がいのある赤ちゃん子ども、ご家族の集いの場を作りましょう！ということで。

今年度は少し変わっているところはあるのですが、これは去年の内容です。週に1回、

赤ちゃんを連れてきてください。そしたらそこで、手話を使った絵本の読み聞かせや、手遊び、交流会、パパママの勉強会をしますよと。手話を使って、ろう者が遊びますよと。そういう場を提供しています。

この「にじっこ」の活動は、聴覚障がい児の放課後デイサービス「にじ」の部屋を使っていますので、大きくなったら、「にじ」のお兄さん、お姉さんのようになるというモデルがあります。「にじ」は、きこえない子どもたちが手話に出合える、きこえない仲間に出会える場を提供されている既存のサービスでしたので、その延長線上に、その「にじっこ」が生まれました。

「にじっこ」というのは、先ほども申し上げましたように、聴覚に障がいのある赤ちゃん子ども、家族が、手話と、ろう者に出会える場であり、遊び、交流、また、お父さんお母さんの学習を通して、聞こえない子どもたちの成長について体験を分かち合って共に考える場です。

そこで私がスーパーバイザーとして申し上げていることに、以下のようなことがあります。親が年を重ねてやがて老後を迎えたとき、親の老後について、聞こえるきょうだいと聞こえないきょうだいが対等に話し合える、そういった成人きょうだいに育てましょうと。

そのためには、今から何が必要だろうか。だから聞こえるきょうだいたちも、よく手話で遊んでいます。やがて大人になる聞こえない子が、次世代を育てることができる聞こえない存在になるためには、どんな言葉を身につけて、自由に操れるようにならなければならないか。そこについても、今から考えていこうという、将来を見据えた成長支援、発達支援の場を提供している。これが私が関わっている「にじっこ」ですが、ほかにもそのような場所があることを、私は知っています。

次に、そういった子どもたちが3歳を迎え、就学年齢までの時期、幼児期としては後期をすごしていくときの支援について述べます。ろう学校においては、幼稚部に通う子どもたちを迎える時期です。子どもが手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を通して感じ、考える環境を保障する。ここが、このことが、とても大切だと思っています。

私は臨床心理士として、心理臨床の立場からは、手話を通して感じる、考えることができる、そういった言語としての手話というものを、この時期に体験してほしいと思っています。

この時期、日本語学習で言うところの聞く、話す、考えるという営みを、手話で見てわかる、手話で伝えられる、手話で考えられるという幼児さんになることが、手話言語条例で手話が言語であると認められたときに可能になることではないかと思っています。

私は心理臨床、カウンセリングや心理相談を通して、手話の威力は「対等性、同時性、総合性、効率性」が、会話において保障されるところにある、だから威力があるんだなと感じてきました。

それは、カウンセリングという仕事を、心理療法という営みを、前進させる、展開させるのに、なくてはならないものでした。相手が、手話を知り、手話ができる場合において

はです。そして、手話を知らない段階で出会った多くの人も、手話を知り、手話で会話ができるようになっていくときに、大きな成長、変化を示されました。全部わかる体験を知って育つことの重要性を教えられました。

今、私たちが取り組む手話言語条例は、どのような役割を、そこにおいて果たせるのか。その出発点は、早期支援であると思っています。そういう意味で、少し時間をいただいて、これまでのところをお話ししました。

小学校に入学して以降は、かなり学校教育、つまり文部科学省、国が教育をどう考えるかということに関わってくると思いますので、一応、私の思いはスライドに綴らせていただきましたが、今日はあまり時間を取りません。1点だけ、オレンジで「二次的ことばとしての手話」と書いた点だけ述べさせていただきます。

小学校に入りますと、国語のお勉強として「口頭作文」に出合います。5月の連休、夏休みのあと、みんなの前に出てきて、お話をします。伝えたい体験を、まずはみんなに話してみる。子どもによっては、まだ先生の援助や補充が必要な子どもがいます。一方、先生が手伝わなくても、こんなことがあって、誰と、いつ、どうしたか、どう思ったかを、一連の口頭文章として語れる子どもがいます。これは二次的ことばとしての日本語を、話しことばで既に持っているということです。たくさんのクラスメートの前で、一方向的に、自分の体験や思いを脈絡を持って語れる。そういう日本語の話者になった。そのあと、私たちは作文に書いていくようになります。

手話に関しても、二次的ことばで語るという営みができる手話話者に、サイナーになることが、やはり手話という言語を持つということについては大切だと、私は考えています。心理発達のにも、そのように考えられると思います。

一次的ことば、二次的ことばという理論は、岡本夏木氏が1985年に、『ことばと発達』という岩波新書から出ている本の中で、紹介して下さった理論ですが、岡本夏木氏のお兄さんは〇〇の元校長です。

おうちを隣にして、多くを語り合うご兄弟で、夏木先生の頭の中には常にろう者の存在があった。その方が、実は一言も、ほとんど、ろうのことは述べずに、でも、ろう児の言語発達に思いを馳せつつ学ぶことも含めながら、聞こえる子の発達段階を、このように捉えていかれたということです。時代が変わり、これだけ手話が認められるようになった今、もしご存命であったなら、きっとそのようにお伝えくださったのではないかと、研究会で学んだ私は思っています。

そういったことで、二次的ことばとしての手話を十分に話せるようになるためにも、乳幼児期から、たっぴりと手話で経験を積んでほしいと思っています。

そして、この二次的ことばとしての手話を、どのようにして日本語という書記言語に変えていくか。そこはまた、ろう教育の専門性に係ってくるところで、これは国の研究・施策も含めて、今後、教育界に課題としてお返ししていく分野なのではないかと思っております。ありがとうございました。

質疑応答は、後にまとめてすることになっておりますので、続いて、提出資料2について、委員から説明をいただきます。

○事務局 パワーポイントは使いません。資料2、資料3の説明に入ってください前に、事務局から補足でございます。今回第2回部会の開催にあたり、委員提出資料のお願いをしたところ、河崎部会長他から、資料のご提供があるということが把握できましたため、それらに関して補足をするという意味合いも持たせて、他の委員に、障がい、またはその疑いがあるとわかったときの対応等についての資料の作成と、ご提出のお願いをしているものでございます。

それでは、よろしく願いいたします。マイクを替わらせていただきます。

○委員 よろしく願いいたします。

提出資料2に基づきましてご説明させていただきます。聴覚障がい、またはその疑いがあるとわかったときの対応等についてということで、主に18歳未満の場合は、乳幼児期と児童期に分かれると思うのですが、乳幼児期におきましては、主に保健センターにて生後2カ月までの家庭訪問、これは忠岡町の場合は、全乳児、お子さんに対して行っております。

そのときや、4カ月健診、1歳8カ月健診、3歳6、7カ月児健診等、各健診において、問診及び家庭訪問での自己検査を行ってもらっています。

なお、新生児聴覚スクリーニング検査につきましては、現在、ほとんどの保健センターには情報提供がないようですので、生後2カ月の家庭訪問のときに、親御さんから再検査になりましたとか、そういう情報提供をいただくという状況です。

その際、戻りますと、聴力障がいの疑いがあるというときには、二次検査への受診勧奨を行っていただきます。明らかに聴力障がい疑われる場合や、二次健診の日程調整がうまくいかない場合は、直接医療機関への受診勧奨をしております。

相談窓口等の対応では、保健センターにおきましては、事務所の窓口で、聴覚支援センターの案内等を置いております。健診時以外にも聞こえの相談や、身体障がい者手帳交付の相談、就学時の相談等を受けまして、他機関との連携を行っているところです。

私ども障がい福祉担当課においては、主に幼稚園や小学校に進学するときに、府立堺聴覚支援学校に進学する場合には、主に補聴器の交付申請や、身体障がい者手帳の交付申請を受け付けるというところです。

18歳以上の場合につきましては、なかなか健診等、われわれの相談窓口等におきましても、実際に耳の聞こえが悪いということになりますと、身体障がい者手帳の交付申請用の診断書をお渡しして、正しく検査をしてもらうために、大阪府の手帳診断医を紹介しているというところです。また、その診断が下りて手帳が交付されるときには、福祉のてびきを用いまして、手話通訳者派遣制度などの内容を説明しております。

説明は、以上になります。

○河崎部会長 ありがとうございました。

○委員 先の委員と重なる部分があるかとは思いますが、四條畷市の場合と、私が経験したことということで、報告をさせていただきたいと思います。

提出資料3です。まず、私自身が保健師なので、もともと保健センターにおりました。そこでよくあるのが、保護者から、出生時ABR（聴性脳幹反応）検査等を受けて、聴覚障がいかもしれないと言われたとか、1カ月健診は、医療機関で受けるのですが、その結果が市のほうに返ってきて、聴覚障がいの疑いで結果が来ていて、そのあと連絡させてもらうことがありました。

四條畷市でいえば、人口5万7000人なので、年間1人いるかないかというぐらいの程度ですが、最近保健センターに聞いてみたのですが、そのあとに書いています乳幼児相談や、保健師の訪問、新生児訪問、こにちは赤ちゃん訪問、1カ月健診、4カ月健診、後期健診、1歳半健診、3歳半健診というところで、健診をしていて、その中で聴覚の確認はそれぞれしているのですが、生まれつき聴覚に障がいがあるという場合は、ほぼ出生時に確認されていることが多いと聞いております。

あとは、ほかの障がいも合併される子どもさんなどは、心臓の手術を受けるのでということで、障がい福祉課に相談があったりだとか、サービスを何か使いたいということで、障がい福祉課のほうに連絡があることもあります。

支援につきましては、特に保健センターでは、一番最初に、子どもさんに聴覚障がいがあるかもしれないと言われたときに、保護者の方の気持ちの、何て言うんでしょう、揺れみたいところがあるので、そこを一緒に相談させていただいたりだとか、必要な支援機関やサービスにつなぐ、医療につながる必要がある場合は、健診などを経て、医療機関に紹介させてもらう場合もあります。

私自身が、手話や聴覚障がいについて、それほど経験、知識もないので、とても助かったのが、もともと大阪府がされていた事業で、今は児童発達支援と放課後デイの事業所に変わっているかと思うのですが、北河内でしたら、寝屋川市にある「ぴよんぴよん教室」というところで、聴覚障がい児の支援をされていて、子どもさんが通って、そこで子どもさんもいろいろ支援を受けるとともに、保護者のほうも勉強されるという教室があって、結構小さいうちから通うことが可能でしたので、ここがとても心強い存在でした。

あと、場合によっては、補装具やいろいろな日常生活用具等の障がい福祉サービス等を紹介させてもらったりはしています。補聴器につきましては、もともと「障害者総合支援法」に基づく補装具の補聴器という部分と、軽度難聴の子どもさんの、大阪府の難聴児補聴器交付事業が今まであったのですが。

もう少し軽度の子どもさんについては、学習上に問題があったりするので、軽度難聴、もしくは片方の聞こえが悪くて、片方が聞こえないという場合の補聴器の購入の助成をしてほしいというご要望をずっと受けていましたので、今年度から、大阪府の子育て支援交付金を活用させてもらいまして、そういった事業を始めています。

あとは、聴覚障がい児親の会というのがありまして、聴覚障がい児親の会と身体障がい

者福祉ろうあ部会、手話サークルと、毎年懇談会をいろいろさせてもらっています。この親の会が、特に夏休み、春休み、休みの期間、聴覚支援学校に行っておられるお子さんが多いのですが、地域で遊ぶ相手がいない、そういう集える場所をつくってほしいというご要望、ご意見をいただいております、この聴覚障がい児の集いというのを市では予算は取れていないのですが、場所を提供させてもらったり、情報提供をさせてもらったりというので実施しているところです。

あとは、聴覚支援学校にお世話になったり、地域の学校に行かれている方もおられるので、そのような方については、就学時相談などを活用してもらっているところです。

「養成」になりますが、聴覚障がい児のお母さんお父さんが手話を習いたいということ、先ほど先生のお話にあったんですけども、習う場所がなかなか思い浮かばなかったもので、まずは地域の手話講習会などをご紹介させてもらったりしています。相談窓口としては、ここに書かせてもらっているようなところです。

課題としましては、私自身が、この18歳未満のところで思っているのは、先ほどの、早期に手話に触れる機会が大事だというお話もあったので、やはり一番最初に出会うのは、四條畷だと医療機関、もしくは保健センターの保健師かと思うので、その役割がとても重要だと思いました、

聴覚障がい児の子どもたちが、手話で話す機会が少ない、地域との交流が少ないという課題があるので、もっと地域でも聞こえる人も手話ができると、地域での活動がもっともっと活発になるのではないかと考えております。

18歳以上につきましては、手帳の申請、高齢者で年がたって聞こえにくくなったという方が結構多いのですが、手帳の申請だったり、福祉サービスの申請等でお会いします。そんなときも相談させてもらったり、必要なサービスにつないだり、障がい福祉課に、手話通訳士2人、税務課に1人、市民課に1人、本市は、手話通訳士が4人、市役所におりますので、必要に応じて相談をさせてもらっているところです。

地域交流会が書いてあるのですが、もともと聴覚障がいの方が多地域が2地域あって、そこで暮らすのに、地域の方にもその方々を理解してもらいたいということと、手話を学びたいということ、地域の方がおっしゃったので、2つの地域で、公民館でお茶でも飲みながら手話でしゃべるとい交流会が開催されていたのですが、最近、ろうあ者の方が高齢化してきたり、手話を学んでいた方も高齢化してきたりしてなかなか活発には活動していないのですが、そういった場もありますので、紹介させてもらっています。

障がい者相談支援センターのサロンが、これも、ろうあ部会からのご要望で、年がたって、例えばデイサービスや、いろいろな介護保険サービスに行ったりなど、そこまではないけれども、行っても話ができないので楽しくないということと、手話で、みんなでしゃべる機会がほしい、聴覚障がい者が使えるサービスがもっとほしいなど、いろいろとご意見をいただいているので、いつか休止になっていたのですが、障がい者相談支援センターで、月1回から今は始めているんですけども、聴覚障がい者に特化した日にちを設

けてやっています。

あとは、聴覚障がい者のピアカウンセラーやうちの手話通訳士に、ほかに何かサービスや利用されるものはないかと聞くと、大阪府のジョブコーチや、聴覚障がい者等ワークライフ支援ワーカー等で仕事をしたいという聴覚障がい者には、支援を協力していますよという意見を聞いております。

大人についての課題としては、毎年、いろいろなご要望をたくさんいただいています、今、活動されている身体障がい者福祉会ろうあ部会の方々にいうと、だんだん高齢化されてきて介護が必要となってきたけれども、なかなか利用できるサービスがないというところが課題かと思っていて、いろいろな手話講習会等に介護事業所の職員も誘わせてもらったり、それで受けていただくところもあったり、最近では、お母さんが聴覚障がいの人の子どもさんが、保育所に通うようになって、保育士さんが講習会に来たいと言ってくれたり、少しずつ、そういった動きはあるのですが、なかなか、まだまだ追いついていないというところでは。

手話通訳者派遣事業については、要綱で定め、必要なときに派遣させてもらっているのですが、日常の買い物などは少し行けないのですが、先日は歴史ボランティア養成講座があったので、それに行きたいとおっしゃって、それは勉強するためだし、派遣させてもらって、すごくよかったとお礼を言いにきてくださったのです。

それで、今度はボランティア活動も本当はしたいとなったときに、どこまで派遣できるのかなと迷います。本当はすべての場面で派遣できたら一番いいなというところはあるのですが、そのあたりだとか、お産などもあって、お産も結局、通訳を全部つかせてもらったのですが、全部の場面で、どこでも通訳がつけば一番いいとは思いますが、なかなか、どこまで派遣できるか判断に迷います。いろいろな場面、場所で、手話のできる人がたくさんいたら一番いいなと思うんですけども、なかなかそこまでいかないのが、まだまだ課題かと思っているところです。以上です。

○河崎部会長 ありがとうございます。それでは次は資料4に基づいて、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 よろしく申し上げます。

私は一昨年まで、府立の聴覚支援学校に勤務しておりました。私からは、大阪府内における聴覚支援学校はじめ、難聴児学級、あるいは通常の学級で学ぶ聴覚障がいのある子どもたちの実情、状況について、お話しさせていただきたいと思っています。

この資料4の表に示しているのが、平成28年度の実数を基本にして書いています。難聴学級のほうは、学級数のみで示しています。

幼稚部は満年齢3歳、4月から幼稚部となるわけですが、学校教育法でいう教育活動は3歳からですが、先ほど河崎先生からのご説明にもありましたが、各幼稚部には、早期教育相談という事業を営んでおります。これは聴覚支援学校のセンター的役割としてやっている事業ですが、ほぼ幼稚部に在籍している子どもと同数ぐらいの、0、1、2歳の子ど

もたちが、早期の教育相談に定期的に通ってきて、母子に対する支援を実施しています。

またあわせて、早期教育の部分でいえば、先ほど四條畷市からもご紹介がありました、大阪府内各地域でのいわゆる「ぴょんぴょん教室」で、通所支援事業が営まれています。

まず、私が申し上げたいのは、一つは新生児スクリーニング検査の普及が進んで、かなり早くから、早期療育の対応が、今、整いつつあるという状況があることが1つです。8割以上のお子さんが、今、スクリーニング検査を受けていると聞いています。

それからもう一つは、補聴器性能が格段に進歩して、非常に難聴の厳しい方にとっても、早くからの補聴器の装用が、一定音声を受け止める、残存している聴力を活用するという意味では、効果を発揮している状況があるということです。

もう一つの傾向としては、いわゆる人工内耳の装用が、さまざまな議論はありますが、現実として、人工内耳の装用をしているお子さんが、非常に増えつつあるという実態です。

スクリーニング検査の普及、それから補聴器、並びに人工内耳の装用、それからもう一つは、学びの場所が非常に多様化しつつあるという現状です。ここに紹介していますように、聴覚支援学校における学びという、一つの道というか、場所がございます。幼稚部までは聴覚支援学校にいたけれども、小学校になるときに、小学校、中学校の難聴学級に入るという進路もございます。

あるいは幼稚部から小学校の通常学級に進学するケースもたくさんございます。また中学部、あるいは高等部に進むにあたって、小学校から中学部へ、あるいは中学校から高等部へと、進路を選んでいくことができるという状況があります。

それから通常学級において在籍している子どもたちには、定期的に聴覚支援学校で営んでいる通級による「指導教室」というところに通うという制度もございます。申し上げたいのは、非常に学習の場が多様化しつつあり、進路についても、さまざまな選択の中で、成人、社会参加に向かうという教育状況にあるということです。

そこで、この手話の取り扱いに関してのことですが、ここでは「聴覚障がいの方」と一言で言っていますが、例えば、聴覚支援学校に在籍している子どもたちでいいますと、聴力が100デシベル（dB）を超える高度難聴の方もいらっしゃれば、逆に50デシベル以下の、いわゆる軽度の難聴の方もいらっしゃいます。

それから人工内耳をすることによって、一定の音を取れることによって、保護者から「手話は使わないでください」「音声による教育をしてください」といった要望が出ることもあります。逆に「手話を中心にやってほしい」ということをおっしゃって来られるケースもあります。

ですから、どういう言語手段でもって、コミュニケーション方法でもって、指導していくかというときに、保護者のニーズとしても、非常に幅があるというのが実態としてあります。

聴覚支援学校においては、幅があるということも、もちろん踏まえてですが、過去においては、口話による教育が効果があるのか、手話による教育が効果があるのかという、い

わゆる手話と口話の論争があった時期がありましたが、現在では、それぞれの子どもの最も活用する、中心となるコミュニケーションのモードに重きを置きながら、口話も、手話も、そして実物や、写真、絵、あるいはパソコン、プロジェクターなども活用して、非常に多角的、多面的な方法で教育をしているという実態がございます。

このあたりは、さまざまに、まだまだ議論になるところかと思うのですが、例えば、これは聴覚支援学校の幼稚部で実際にやっている授業シーンの一つを写真に収めてきたものなのですが、エンドウマメをむいて、エンドウご飯をつくりましょうという授業シーンです。

このときに、前の先生は、手話でエンドウをむきましょうと説明しています。そして黒板には、このような挿絵が貼られています。子どもたちも手でこの挿絵を持っています。お母さんも、この状態に対して参加しています。ですから、音声日本語プラス手話プラス絵カードを活用して、実際にエンドウをむいて、ポロンとむいたね、これをご飯に入れて炊くよという話をしながら、実際の活動の中で、またこれを言語化すると。

だから、手話や音声言語、あるいは挿絵など、その単一にこだわらぬ、あらゆるコミュニケーションの手法を活用して、子どもたちに、エンドウ、エンドウご飯、ふうあっといい匂いがしてきたね、あったかいね、かき混ぜてみよう、おいしいねという、その情感を、先生が中心になりながら企画して、お母さんと、周りの子どもたちと楽しむという授業をよく営んでいます。

これは例えばエンドウご飯というテーマですが、それ以外のさまざまなシーンで、このように多様なコミュニケーションの手法を活用しているという実態があります。小学部、中学部、高等部になってくると、手話、板書、パソコン、プロジェクターの活用が増えて行きます。

それからもう一つ申し上げたいのは、難聴学級の場合は、現在手話を活用している学級とそうではない学級が、現実がございます。それは子どもさんの実態と、保護者のニーズ、職員のスキルによると思います。一定の規模で営んでいるセンター方式を取っている難聴学級などでは、かなり手話の活用も広がっています。

1対1の対応をしている学級においては、必ずしも手話を活用しているというわけではないと把握しています。通常学級に在籍する聴覚障がいの子どものほとんどは、音声日本語、口話による学習をベースにしてやっているというのが実態です。

実情は、そういうかたちなんです、私が申し上げたいのは、さまざまな進路をたどって、例えば高等学校入学において、聴覚支援学校高等部に入学する子どもが一定数いらっしゃいます。あるいは逆に、通常の一般の高校に進学するケースも、もちろんございます。

ただ、例えば、大阪府立だいせん聴覚高等支援学校に最終的に来たときに、手話を知って育ってきた子。具体的に申し上げますと、聴覚支援学校を経由して育ってきた子どもと、手話にあまり触れずに育ってきた子どもが、高等支援学校で一緒になったことがございます。そういったときに、やはり子どもたちは、手話でもって共通の話し言葉としての手話

の活用というのが、実際そこで営まれるということになります。

それをすることによって、子どもが非常に解き放たれたというか、今までは、健常者の中で、自分は聞こえる者として、あえて聞こえる振りをして頑張ってきたけれども、ここに来て、別に無理をしてそんな振りをしなくてもいいんだ、自分の気持ちが伝わり、相手の気持ちが伝わる、お互いにコミュニケーションができる環境があるんだということを、聴覚支援学校に入って初めて気づいたという子どももたくさんいるのが実態です。

今回、この手話言語条例の検討部会においても、私が一番申し上げたいのは、聴覚障がいの方は、ニーズや聴力のレベルによって、さまざまなコミュニケーション方法を選ぶという、実際選んでいるという多様性があるのが一つです。

ですが、最終的に聴覚に障がいがある人同士のコミュニケーション手段、特に話し言葉としてのコミュニケーション手段としては、手話というのは、非常に重要なコミュニケーション手段ではないかというところを、今日は強調したいと思ってまいりました。

またあとで、議論をそれぞれ、ご意見を伺いながら、討論していけたらと思っています。
○河崎部会長 ありがとうございます。

それでは、4人の委員からのご意見をお聞きして、質問、ご意見等ありましたら、挙手にてご発言をいただきますよう、お願いいたします。どうぞ、ご自由にご発言ください。

○委員 よろしくお願ひいたします。

今、4人の先生方のお話を聞かせていただいて、私自身は、聴覚に障がいのある方々と一緒に働いている中でいろいろ思うところがあります。先ほど、委員からもお話があったように、個々にそれぞれ、手話や読み取り・発語のレベルも違うという中で、やはりいろいろ考えさせられます。先ほど河崎部会長からお話がありましたように、幼少期、子どものときに、いかに手話に触れる環境があるかというのが、とても大事だと思うのです。そのところで、親御さんが、聴覚に障害のある子どもが生まれたときに、どういったかたちの情報を得るかというのは、とても大事なことだと思うのです。

ある程度大きくなったら、本人が、自分にとって一番いいコミュニケーションの方法を選べばいいと思うのですが、小さいころというのは、親御さんの影響はすごく大きくて、例えば、私どもに難聴の女の子がいて、高校まで普通学校にいました。手話を勉強しようと思っても、親御さんが、手話を勉強しても周りに手話ができる人がいるわけではないから、あなたは健常者として生きていきなさいということで、口話教育をかなり厳しくされたそうです。

ところが、弊社に入って手話を覚えると、すごく楽になったと言って本人はとても喜んでいました。ただ、やはり小さいころから口話できているので、手話よりも口話が先に立ってしまうのですが、年数が経ってくるとだんだん口話が不明瞭になってくるんです。

そうすると手話が中途半端、口話は不明瞭になってくる中で、周りとのコミュニケーションがずれてしまい、しんどくなってきたという例があります。そういったことを考えると、やはり小さいころから、手話も含めていろいろな環境の中で本人が育っていく。そこ

の中で、本人が持っている資質や、本人の考えを持って、将来どうするかというふうになればいいなと思っています。

手話言語条例を今回制定されるということで、このような委員会を開催されているんですが、ろうの方、難聴の方が手話を覚える、親御さんが手話を覚えるのもとても大事なことであるのですが、周りの健常者と言われる方々が手話に触れる機会がないと、これまた意味がないという話になってくるんですね。

ですから幼児期や小学校のときに、聴覚に障害のある方が手話を覚える機会をつくるのも、大事だけれども、一般の学校、一般の健常の方々が手話に触れる機会、手話が堪能でなくても構わない。でも聴覚に障がいがある方がいらっしゃって、手話という言語があつてということを知ってもらっただけでも、たぶんかなり違うと思うんです。そういった環境をつくっていくということが、大事なのではないかと思いました。以上です。

○河崎部会長 ありがとうございます。ただ今のご意見に対して、何か付け加えたい、あるいはお答えになりたいという方は、いらっしゃいますでしょうか。

○委員 よろしいでしょうか。先ほど皆さん、ご意見、参考資料等についてお話しいただきましたが、耳が聞こえない子どもが幼いときに、両親がどうしたらいいか不安があつて相談に行くときの支援についてのお話を伺いました。また委員から、手話も入れた選択肢を増やすというお話も伺いました。

そういう意味で、ご意見を伺う中で、手話の社会への広まりが弱いなという感じがします。条例ができて、手話の普及をして、皆さんに手話を分かってもらうという内容をつくるべきだということを改めて感じました。

あと、耳が聞こえない子どものことを考える場合、親のことを考えないといけませんね。自分の子どもに聴覚障がいがあるとわかったときに、人工内耳の話もありましたが、必要なのは、子どもを育てていくための、いろいろな選択肢の中に手話も入っているということですね。

手話を覚える、あるいは手話で学べる環境を社会がつくる、そうすれば手話で学ぶことでちゃんと子どもが育っていく、そういう部分で親が頼れる選択肢をつくる。それが今まで弱かったので、人工内耳使用の子どもが増えている、この状況を悪いとは思いませんけれども、私としては心配に思っています。

普通は、子どもが小さい場合、本人が決めるのではなく、親が人工内耳使用を決める、使用しないを決めるわけです。親としても、非常に悩んだうえでの選択だと思いますが、実際に人工内耳使用の大人に会いますと、人工内耳使用の前に手話に対する情報を早く知っていたらと思うことがあります。

自分の子どもが聞こえないということをわかった親が、耳が聞こえなくても手話を学んで、手話で子どもを心配なく安心して育てていくことができる環境づくりというのは必要になると思います。

○河崎部会長 ありがとうございます。そのほかに、この流れで何かございますでしょ

うか。

○委員 4人の委員のお話を伺う中で、参考になることがたくさんありました。しかし、問題となるものは、手話が言語であるということをもとに認める、そういう環境の整備がまだまだ足りないということです。それが一番大きな課題だと思っています。

長期にわたって、手話の社会に対する否定的な部分がずっと伝えられてきた、すごく抑圧されてきたという社会があります。それで国連で、2006年、障害者権利条約の中に手話が言語と認められました。そのことは非常に、歴史的に大きな転換点だと思います。

そこから2010年のカナダのバンクーバーで、開催された国際ろう教育会議（ICED）は、手話の使用を禁じた1880年のミラノ会議の決議が撤廃され、「ろう教育はすべての言語コミュニケーション方法を受け入れる」などの声明が発表されました。その中で、教育の現場に手話を導入するということが決議されたことです。

つまり130年間、ろう教育において手話を排除し、ろう教育を口話法に限定した過去の過ちが、公的に正され承認されました。

しかし日本は、まだまだ遅れている状況だと言えます。日本は、医学モデルの考え方が今でも続いています。医学モデルではなく、社会モデルという考え方に変換する必要があるのではないかと考えております。

医学モデルというのは、発音訓練、聞こえの訓練、そういうのではなくて、社会モデルの中にありますように、障害のある人もない人も共に暮らしやすい共生社会ということです。ろう者を知り、共に生きる社会づくりを、そういう環境整備が、今までまったく整っていなかったということです。やはり手話は言語である以上、福祉的な発想ではない、主人公は、大阪府民であるということ。その中の聞こえない皆さま方に対して考えないといけないです。手話言語条例を制定された後、手話を日本語と同等のものとし、言語として同等であるという位置づけを入れて、ろう者が手話を学べる、そういう機会を、あるいは社会のどこでも、いつでも、不自由なく使える環境づくり、そういう整備は大事だと思います。

つまり手話を獲得する権利、手話で学ぶ権利、手話を学ぶ権利、手話を使う権利、手話を守る権利、5つの権利を確立させなければなりません。特に手話を獲得するという整備が見えないです。

条例として、手話を獲得するための環境整備をどんどん入れていく、それが大切ではないでしょうか。ですから、手話を使って生きる人が当たり前の権利として、それを守るために、この条例づくりは、予算や環境整備が必要だと思います。手話言語として、その文化として受けられる、そういう暮らし、共生社会、それを目指すことを、条例に盛り込めばいいと思います。

新生児のスクリーニング検査で発見された場合、すぐに人工内耳の手術をすれば聞こえるようになるのではなく、手話を学べるろう学校は、手話通訳を介さずに直接手話で授業が受けられる場であるべきです。聞こえない子どもたちが、伸び伸びと明るく生きられ

と思います。以上です。

○河崎部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。今の話題の続きでしょうか。それでは先に、委員が、一番最初に手を挙げてくださっていましたので、少しお待ちください。よろしくお願いします。

○委員 河崎部会長のお話をお聞きして、思い出したことがあります。私は、もう30年以上、盲ろう者との関わりを持っています。盲ろう者というのは、目が見えなくて耳が聞こえないという二重障がい者です。

その盲ろう者は、今は、もう30歳を超えているらしいですが、ほとんど家の中での生活で、裸の生活をしているそうです。言語と言うんですか、サインと言うんですか、10程度は言えるそうなんですけれども、ハムが好きで、ハムが食べたいとか、そういうことは言うらしいです。

生理現象、おしっこをする、大便をするという、それは全然サインが出せなくて、おしっこをするときには、風呂場に行って、湯船につかってするという。大便の場合には、お母さんがずっと見ていまして、それらしき状況になると、お母さんが飛んで行って、トイレに連れて行くということらしいです。

ですからお母さんは、布団で寝たことがないと聞きました。つまり、その盲ろう者は、昼夜逆転している状況がありますので、お母さんは、常に服を着たまま、ソファに横になっているという状況で、そのお子さんがトイレに行きたそうだったら、すぐ起き上がって対応すると。

そのような状況に何故なったのか、私は聞いたのですが、どうも自分の子どもが、目が見えないし耳が聞こえないということがわかって、どうしたらいいのかと、どこかに相談に行ったらいいのですが、その相談を受けた人が、本人から自主的に何か要求があるまで待ったらどうですかとアドバイスをしたらしいです。

その後、またどこかに相談に行ったら、同じようなことを言われたので、お母さんとしては、それを信じてずっと本人が何か言うのを待っていたと言うのですが、待っていた結果が、今、申し上げたような状況なんです。

それで河崎部会長のお話を聞いていまして、耳が聞こえないという状況がわかった時点で、どう言語を獲得していくのかという、そういう支援があるということが当然の状況なのに、その人については、誰も十分なアドバイスができなかったというね。

もしも、その人が河崎部会長に出会っていたら、たぶん、家族も、本人も、人生が変わっていただろうと思うのです。

その点でいうと、幼いころから、手話あるいはその他の言語を獲得するために支援をするという、このことは非常に重要かと、河崎部会長のお話を聞いていて感じました。以上です。

○河崎部会長 ありがとうございます。

では、お待ちになっていただきました、よろしくお願いします。

○委員 今日の資料を見て、また、いろいろなお話の様子を見ますと、聞こえない子どもたちに対しての支援の、今日はその話ですけれども、次の部会には、大人のろうあ者の労働の現場の実情についてのお話をさせていただきたいと思います、これもとても大切だと思っています。

私どもの協会であれば、例えば、ろうあ者の会員が入ってきます。労働の現場で悩んでいるという問題がたくさんあります。大阪府内で、現場は手話が通じないから困っている聞こえない人はたくさんいます。そういう状況があって、その中で、手話通訳が入って支援する、コミュニケーションの支援をする、先ほど委員のようない例の現場がたくさんあるのかと言いますと、実際は本当に少ないです。

大阪府内の様子をわかる範囲でもいいので、議論させていただきたいと思います。

○河崎部会長 ありがとうございます。ほかに、ご意見はありますでしょうか。どうぞ。委員から、ご意見をいただきます。

○委員 先ほどからお話を聞いていた中で、かみ合っているのか、かみ合っていないのか、少しよくわからない話がありまして、河崎さんのお話の中で、そのまま言葉を受け止めると、聞こえないこと、聴力が高いか低いかは別にして、第一言語として手話は必要ではないかというお話だったと思います。

委員のお話のほうで、コミュニケーションの多様性や、多面的ないろいろな教育というのはすごくよくわかるのですが、いろいろなコミュニケーション手段を持つことは大事だけれども、共通しているのは、第一言語としての手話の獲得だということだと、私は理解しました。

実は、全国手話通訳問題研究会初代会長というのは、ろう学校の教師でありました。やはり口話教育をずっと続けてこられていましたので、全通研の中では、教育問題はタブーだったのです。全通研は、手話や手話通訳についていろいろ考える。聞こえない人たちの情報保障として、手話を、手話通訳を考える。そういう団体ですけれども、こと教育についてだけは、口を出せなかったんです。それは、教師であった会長がいたということなんです。現在はその方も亡くなっています。今、全通研では、教育についても議論はしています。

やはり聞こえない子どもたち、聞こえにくい子どもたちにとって大事なものは、まず河崎さんのお話の中にあった、生活言語としての手話は絶対的に必要だということがまずあって、それにプラスして、社会言語といえますか、そういう意味で日本語が必要だと。両方が必要なんだということ、まず考えなければいけないだろうと思っています。以上です。

○河崎部会長 ありがとうございます。そのほかに、ご意見はありますでしょうか、はい。

○委員 ろう学校の生徒数が今、減ってきていますが、それはインテグレーションといえますか、地域の聞こえる学校に通う子どもたちが多いからです。その子どもたちが手話を覚えたいという気持ちを持って、今の（一般学校の）環境ではその気持ちが拒否され獲

得できない。

それは親も一緒です。親が聞こえる学校に子どもを通わせる理由の中には、大人になってからまわりに手話を使って話せる相手がない、通じる相手がないという誤認識があり、それが子ども自身の手話を獲得する権利を拒否しています。

私の体験を言いますと、私は地域の聞こえる小学校に通っていましたが、私が小学3年生の時に、私の母親が地元の手話サークルに通って手話を覚え始めました。

私は小学5年生の時に、大阪市立ろう学校（現・大阪府立中央聴覚支援学校）に変わりました。その時に同級生から、君の母親は手話ができるからうらやましいと言われました。自分たちの親は手話ができない、だから自分の家にも面白くないとみんなに言われました。

やはり手話を獲得する場というのは家庭環境、家庭がまず大事だと思います。そして両親が、手話という言葉が大切であるということのを正しく理解できれば、手話の獲得を反対することは無いと思います。そのための啓発が足りないと感じます。

大人になって働く場に出たときに、私は以前、パナソニック株式会社に勤めていたのですが、特例子会社ではなく、一般の職場でした。聴覚障害者はずっと私1人で、後から難聴者1人と聴覚障害者が1人来ましたが、すぐ退職しました。それは、やはりコミュニケーションの問題があったためだと思います。難聴者の方は、電話ができるぐらいの軽度の人だったので、周りの人とは口話で会話もできる。でも本人にとっては、あなたのように手話ができ、筆談するほうが良いと言われました。そのような職場環境の中で、少しでも手話を覚えるような気持ちを、周りの人にも持ってもらえたら、そこで働いている聞こえない人もかなり気持ちが楽になると思います。

職場の同僚と人間関係をつくるうえで、手話通訳のような合理的配慮とは別の、会話言語としての手話によるコミュニケーションが大切だと思います。会議等での手話通訳といった合理的配慮（情報保障）とは別に、手話による同僚との気楽な会話の場面には、条例による手話の普及・啓発が必要です。

○河崎部会長 ありがとうございます。貴重なご意見をいただいておりますが、ほかはいかがでしょうか。

○委員 特に高齢のろう者たちは、本当に社会生活の中でご苦労をされたと思います。差別を受ける、そして人権を奪われた、そういう経験、悲しい人生を送られた方が多いです。

その基本というのは、やはり手話が獲得できなかったということです。手話が獲得できなかったために、あなたは聞こえないから役に立たない、聞こえないから学力レベルが低い、聞こえないから無理、聞こえないから危ない、という見方をされて、本当に悔しい思いを、ずっとしてこられました。

でも最近、手話を獲得するろう者は、日本語の文法を学び、日本語を使ったり理解深めたりできます。聞こえる、聞こえない関係なく、すべての人が手話を学ぶことで対等になってきましたけれども、手話は言語であるという認識が、まだ社会には普及されていませ

ん。

そういうことから、やはり条例の中にそれを入れるのであれば、間違いなく変わっていく。ろう者たち、聞こえる人たちが、対等に、そして共生社会ができるのではないかと理解しています。

○河崎部会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。少しずつ時間が迫ってきておりますが、私、河崎ですが、私自身の発言に対しても、コメントをいただきました。意のあるところを介して下さって、本当にありがたいと思いました。とりわけ委員が、連想して、思い出して、語ってくださった盲ろう者のお話ですが、これは私が、最も伝えたかったことのひとつにつながります。

私は、聞こえない子どもたちというのは、聴覚障がい児は、いかなる障がいを合わせ持っていて、育てられる場所、それがろう学校であってほしいと、あるいは、ろう学校であるべきだと思ってきました。そういったことを実現しているろう学校が存在します。盲ろうの子どもたちを、幼稚部から高校まで立派に育てあげた、そこには手話があった、触手話があった。その子どもたちを、私は近年立て続けに見てきて、やはり、とても大切な言語なんだということを再認識しました。

その東北におられる方が、赤ちゃんのときから触手話に出会っていたら、きっと違う人生を歩まれていただろうと連想いたしました。貴重なコメントをいただきましたこと、またその人が、たった一度の人生をかけて教えてくださったことに、本当に向き合っていたと感じました。

また人工内耳については、人工内耳をすれば手話が要らなくなってしまっていることが大きな問題で、これは医療現場にも問うていかなければならないことかとは思いますが、私は臨床活動の中で、軽度・中等度難聴で生きてきた人々が、どれだけ困ってきたか、コミュニケーションが取れなかったか、対人関係に難しさを覚えてきたかということを知りましたので、健聴者と同じようには聞こえないんだという人々が、手話に出会うことによって、全部わかるコミュニケーション体験を経験することの大切さを痛感してきました。ですから、人工内耳装用者を含め、軽度・中等度の難聴者も、むしろ手話に出会い、保障されればいいなと思っておりましたので、委員のおっしゃったことも、大変大きなことだと思いました。

また委員が、おっしゃってくださったことも、そこに通じるものがあると思います。

ほかに何か、ご意見おありでしょうか。はい、これが最後になるかと思うのですが、よろしく願いいたします。

○委員 先ほど委員のお話を見まして、私も思い出したことがあります。一つは、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会が、3、4年前に、日本財団から助成金をもらって、ろうあ者800人ぐらいの方に聞き取りの実態調査をしました。

その中で、90%ぐらいの方が孤立している。自宅の隣、近所の人（※聞こえる人が殆ど）たちと話をすることができない例が多かったという結果が出ています。そういう報告

がありました。

ショックだった話は、先ほど委員がおっしゃった例のように、高齢の聴覚障がいの方がいました。家の近くに、本人の兄弟からの支援があったのですが、兄弟の方が、手話はわからない、話はめんどくさいということで、世話にくるといっても、ただご飯を運んでくれるだけの状況でした。

実際、その写真を見たんですけれども、家の中の、普通の部屋に、携帯のトイレみたいなのが一つ置いてあって、食事もちゃぶ台みたいなのが一つあり、毎日そこに食べ物を運んでくるだけ。家具はそれだけ、あとはもう放ったらかし。そして部屋の中が、ものすごく散乱している、そういう実例が、写真付きで報告されていました。

20、30年前の話だと思ったら、そうではないんです、今現在の話です。ということは、大阪府内の中でも、もしかするとそういう人がいるかもしれません。ただ、私たちがそれをつかんでいないだけで、つかんでいないというのは、それだけ孤立していることで、私たちがそのことを知らないという意味ですよね。

そういう例を、本当に少なくしていくために、孤立している人に手話が通じていたらという、そういう環境が必要になりますよね。大阪の例を見ますと、少し古い話になりますが「なかまの里」、重複のろうあ者の生活・就労の場、「なかまの里」なんですけれども、それを20年ぐらい前につくりました。

その前に、重複障がいの人たちの実態調査をやってほしいということをお大阪府に出して、議会で承認されました。そして調査をしました。その結果、独りぼっちなろうあ者、聴覚だけではなく、重複の障がいを持っているろうあ者が300人以上いることがわかりました。そういう例もありました。

そこからずっと、そのような実態調査を、その後はやってはおりませんけれども、絶対にゼロではないと思うのです。どこかで家族が、ろうあ者を家の中に閉じ込めている、ひどい時は鍵をかけるという、そんな例が、もしかしたらあるかもしれないわけです。

聞こえない人に対して、そのような家族も含めて、大阪府民一人ひとりみんなが手話が必要だということを働きかけるような、条例につながればいいなと考えます。

○河崎部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、たくさんの意見をいただきました。これで時間が、ちょうど3時50分になりましたので、議題1は、これでお話を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本日の議題1はこれまでとさせていただいて、議題2に移らせていただくということでよろしいでしょうか。第3回以降のゲストスピーカーの推薦等についてです。先ほど委員から、労働現場で今働いている若者の声を聞きたいという、一つ提案がありました。それについては、また具体的な方も含めてのご意見をいただいたということで。

○事務局 いや、ではなく、労働現場で悩んでおられる方などが多いので、そういった府内の様子について、ゲストスピーカーに関してではなく、わかる範囲で事務局で調査せよ

という、ご提言だったかと思います。

○河崎部会長 そうの意味ですか。

○事務局 はい、間違いないかと思いますが。

○河崎部会長 はい、ありがとうございました。

○事務局 労働現場といえますか、事業所での手話言語の普及に関する取組みに関しては、この部会の所掌の範囲の中で事務局として把握したものについて、次回の部会で、ご報告をさせていただくこととしたいと思います。

それ以外の、先ほどお話いただきました当時者の方が地域で孤立しているとか、労働環境の中で、さまざまな差別などの事象が、仮に発生している場合の対応等につきましては、現在、同じ大阪府障がい者施策協議会計画見直しなどの部会において、今後、議論を進めていくこととしておりますので、そちらのほうに、われわれ事務局としてもつないでいきたいと考えております。

○河崎部会長 ありがとうございました。私のほうが、少し勘違いをしておりましたようで申し訳ありませんでした。

では、私から、次回のゲストスピーカーの推薦を一人させていただきたいと思います。デフファミリーの出身者で、今日、お話ししましたネイティブスピーカーです。

また、口話訓練を経て、ろう学校幼稚部から小学部まで、ろう学校教育を受けています。そこでは、いわゆるバイリンガルに育つ経験を持っています。中学からインテグレーションで、中学、高校、そして大学、大学院と進んでいきました。教員を目指す学生で、今現在も教員免許を持っていますので、ろう学校幼稚部への非常勤の経験も少し持ちながら、大学院生として勉強し、特別支援免許を取りたいと考えている学生さんです。

インテグレーションも経験している、そして口話教育も分かっている、そしてネイティブスピーカーになれた存在として、その体験を語っていただくことが、今日の議論の延長としても、理解が深まるものになるのではないかと思います。以上が推薦の理由です。

ほかに、どなたか推薦される方は。

○委員 河崎先生のおっしゃるその方は人生経験が浅いのではないかと思いますのですが、人生経験が豊かな大学教授の教員がいらっしゃいます。その方を推薦したいと思うのですが。

理由は、言語学の専門な知識を持ち、府民の役割、保護ろう者の役割、事業所の役割というものを、幅広くお話ししていただける、いい方ではないかと思っておりますので、推薦したいと思います。

群馬や、神奈川にも行かれました。埼玉県でも話をされたようです。鳥取県のときにも、お話をされたようです。三重でも話をされたと聞いております。さまざまな経験をされておりますので、いいかと思いますが、ただ交通費が、お高くなるのではないか。その辺は、無理なのではないかと、少し思ったりしますが、いかがでしょうか。

○河崎部会長 その辺は。

○事務局 懐具合を心配していただき、ありがとうございます。第3回の部会で、河崎部会長からご推薦をいただいております方と、委員からご推薦をいただいている方の、両方を呼べるかどうかを、少しお金の、懐具合の関係の中で、調整をさせていただきます、2人同時に呼べるとなった場合、第3回部会の開催時間が1.5倍になるということについて、ご了承いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○河崎部会長 いかがでしょうか。

○事務局 3時間。

○河崎部会長 2時から5時に。

○事務局 あるいは1時から4時。

○河崎部会長 あるいは1時から4時。

○事務局 間に休憩をはさみます。

○河崎部会長 いかがでしょうか。

○委員 そもそも、この部会の開催の回数は4回ですね。4回では、少し少ないのではないかと思いますので、5回分と考えて時間を延ばすのは、いかがでしょうか。

○事務局 そこは、第1回部会で、4回ということをご了承いただいているところでもございますので、ご了承いただきたく、どうしても5回ということが、4回目の状態で判断される場合には、われわれからもそのように提言させていただきたいと思います。

○河崎部会長 ほかに、何か、ご意見はありませんか。

○委員 今、お二人の方のご推薦があったのですが、私は個人的にはお二人ともお話を聞いてみたいです。ぜひ事務局、何とかお金をかき集めてやっていただきたいです。

私は3時間でも構いませんが、できれば2時から5時のほうが、ありがたいです。お願いします。

○河崎部会長 よろしいですか、はい。氏は、私もよく存じあげています。ゲストスピーカーとして、私自身も、頭の中で検討いたしましたお一人です。少しお金のことを考えてしまいました。どうしても若い方は若い方で、年上の人のお話ばかり聞かれるという、そういう不満も若者は持ちますので、そういう意味で、若い人もいいのかなと思ったので。両方呼んでいただけるのであれば、皆さんもよしということで、よろしく願いいたします。

これでよろしいでしょうか。もしかししましたら、2時から5時、1時から4時でということになるかと思いますが、ご都合をつけていただければ、ありがたいです。

それでは、本日の議論はこれまでとさせていただきます。あとは事務局からよろしく願いいたします。

○事務局 事務局です。部会長はじめ、委員の皆さま、長時間にわたり、いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございました。

次回につきましては、ご案内しておりますように、7月20日水曜日の2時から5時というご意見をいただきましたので、その時間帯で調整させていただけたらと思います。

場所につきましては、大阪府庁にあります、もっと豪華な部屋になるのですが、大阪府庁舎公館と、今、呼んでおりますが、ここの建物とはまた別に建物がございます。そちらに会場を移したいと思っておりますので、またご案内のときに地図を付けて送らせていただきますので、ご確認のうえ、ご参集いただけたらと思います。

それでは、以上をもちまして、「第2回 大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例検討部会」を閉会させていただきます。皆さま、本当にありがとうございました。

(終了)